

佐渡市条例第40号

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内において製造業、旅館業、情報サービス業等及び農林水産物等販売業の用に供する設備の取得等をする者について、固定資産税の課税を免除することによって離島地域の産業の振興を図り、離島の自立的発展を促進することを目的とする。

(固定資産税の課税免除)

第2条 市長は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受けて取得等をする設備（家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（平成5年4月1日以後において取得等をしたものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）をいう。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。

(固定資産税の課税免除の期間)

第3条 前条の規定による固定資産税の課税免除の期間は、当該固定資産税を最初に課税すべきこととなる年度以降3箇年度とする。

(課税免除の申請手続)

第4条 第2条の規定による課税免除を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、固定資産税の課税免除の可否を決定しなければならない。

(変更等の届出)

第5条 事業者は、前条第1項の規定による申請内容を変更し、又は廃止したときは、市長に届け出なければならない。

(課税免除の取消し)

第6条 市長は、事業者が虚偽の申請その他不正行為により固定資産税の課税免除を受けた場合は、課税免除を取り消すものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(適用除外)

3 この条例の規定により、固定資産税の課税免除の適用を受けた設備については、佐渡市企業設置奨励条例（平成16年佐渡市条例第262号）の規定は、適用しない。